

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年9月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

### 京都市上下水道局管理規程第3号

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の一条を加える。

(標準処理期間)

第5条の2 管理者は、第4条第1項の規定による申請があったときは、管理者が別に定める日から2月以内に、当該申請が前条各号に適合しているか否か決定するものとする。

第8条第2号中「第5条各号」の右に「のいずれか」を加える。

第9条の次に次の一条を加える。

(指定の更新)

第9条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の経過によって、その効力を失う。

2 指定の有効期間の更新を受けようとする者は、管理者の指定する期日までに、第4条第2項及び第3項に規定する申請書及び書類並びにその他管理者が指示する書類を管理者に提出しなければならない。

3 第1項の更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第5条から第9条までの規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、第5条中「前条第1項」とあるのは「第9条の2第1項」と、第5条の2及び第6条中「第4条第1項」とあるのは「第9条の2第1項」と、第8条各号列記以外の部分中「第4条第1項」とあるのは「第9条の2第1項」と、同条第1号中「第4条第1項」とあるのは「第9条の2第1項」と読み替える。

第10条第1号中「規定により」の右に「新たに」を加える。  
様式第3を次のように改める。

様式第3 (第6条関係)

指定番号第 号  
(当初指定日 年 月 日)

京都市指定給水装置工事事業者指定証

氏名又は名称

代表者氏名

京都市指定給水装置工事事業者として指定したことを証します。

有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 印

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(京都市指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置)

2 この規程の施行の際現に第4条第1項の指定を受けている京都市指定給水装置工事事業者のこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）後の最初のこの規程による改正後の京都市指定給水装置工事事業者規程（以下「改正後の規程」という。）第9条の2第1項の更新については、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、施行日の前日から起算して、当該各号に定める期間を経過する日までに受けなければ、第4条第1項の指定の効力を失うものとする。

(1) 第4条第1項の指定を受けた日（以下この項において「指定を受けた日」という。）

が平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間である場合 1年

(2) 指定を受けた日が平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間である  
場合 2年

(3) 指定を受けた日が平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間である  
場合 3年

(4) 指定を受けた日が平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間である  
場合 4年

(5) 指定を受けた日が平成25年4月1日から令和元年9月30日までの間である場  
合 5年

(上下水道局水道部水道管路課)